

# 耐用年数表

機械及び装置以外の有形減価償却資産の耐用年数(別表第1抜粋)

## ○建物附属設備

構造用途	細目	耐用年数
電気設備	蓄電池電源設備	6
	その他のもの	15
給排水・衛生・ガス設備		15
冷暖房 通風 ボイラー	冷暖房設備 (冷凍機の出力22kW以下)	13
	その他のもの	15
昇降機 設備	エレベーター	17
	エスカレーター	15
消火・排煙又は災害報知設備及び格納式避難設備		8
エアーカーテン又はドア自動開閉設備		12
アーケード 日よけ	主として金属製のもの	15
	その他のもの	8
店用簡易装備		3
可動間 仕切り	簡易なもの	3
	その他のもの	15
前掲以外	主として金属製のもの	18
	その他のもの	10

## ○構築物

広告用	金属造のもの	20
	その他のもの	10
競技場用	ネット設備	15
運動場用	野球場、陸上競技場、ゴルフコース	30
遊園地用 又は学校 用のもの	その他のスポーツ場の排水その他の 土工施設	
	水泳プール	30
緑化施設 及び庭園	工場緑化施設	7
	その他の緑化施設及び庭園 (工場緑化施設に含まれるものを除く)	20
舗装道路 舗装路面	コンクリート敷、ブロック敷、れんが敷、石敷	15
	アスファルト敷、木れんが敷	10
	ビジュアルス敷	3
へい	鉄骨鉄筋・鉄筋コンクリート造	30
	コンクリート・コンクリートブロック造	15
	れんが造(その他のもの)	25
	石造	35
	土造	20
	金属造	10
煙突	鉄骨鉄筋・鉄筋コンクリート造	35
	れんが造(その他のもの)	25
	金属造	10

## ○車両及び運搬具(自動車を除く)

自転車及びリヤカー		2
フォークリフト		4
前掲以外	自走能力を有するもの	7
	その他のもの	4

## ○工具

構造用途	細目	耐用年数
測定及び検査工具(電気又は電子を利用するものを含む)		5
治具・取付工具		3
ロール	金属圧延用	4
	なつ染ロール、粉碎ロール、混練ロール その他のもの	3
型・ 鍛圧(打抜) 工具	プレスその他の金属加工用金型、合成樹脂、 ゴム又はガラス成型用金型及び鑄造用型	2
	その他のもの	3
切削工具		2
金属製柱・カッペ		3
活字等	購入活字	2
	自製活字等に常用される金属	8

## ○器具及び備品

家具・ 電気 機器 ・ ガス 機器 及 び 家 庭 用 品	事務机、いす、キャビネット 主として金属製のもの その他のもの	15 8
	応接セット 接客業務のもの その他のもの	5 8
	ベッド	8
	児童用机及びいす	5
	陳列だな、陳列ケース 冷凍機付又は冷蔵機付のもの その他のもの	6 8
	その他の家具 接客業用のもの その他のもの	5 15
	主として金属製のもの その他のもの	8
	ラジオ、テレビ、テープレコーダーその他 の音響機器	5
	冷房用又は暖房用機器	6
	冷蔵庫、洗濯機、その他類似の電気、ガス機器	6
	氷冷蔵庫、冷蔵ストッカー(電気式を除く)	4
	カーテン、座ぶとん、寝具、丹前その他 これらに類する繊維製品	3
	じゅうたんその他の床用敷物 小売業用、接客業務用、放送用、レコード 吹込用、劇場用のもの	3
	その他のもの	6
	室内装飾品 主として金属製のもの その他のもの	15 8
	食事又はちゅう房用品 陶磁器又はガラス製のもの その他のもの	2 5
	その他 主として金属製のもの その他のもの	15 8

構造用途	細目	耐用年数	
事務・通信機器	謄写機器及びタイプライター 孔版印刷又は印書業用のもの その他のもの	3 5	
	電子計算機 パーソナルコンピュータ(サーバー用のものを除く) その他のもの	4 5	
	複写機、計算機(電子計算機を除く)、 金銭登録機、タイムレコーダー、その他これらに類するもの	5	
	その他の事務機器	5	
	テレタイプライター、ファクシミリ	5	
	インターホン、放送用設備	6	
	電話設備その他の通信機器 デジタル構内交換設備及びデジタル ボタン電話設備 その他のもの	6 10	
	時計・試験機器及び測定器	10 5 5	
	光学機器・写真器 製作機器	2 5 8	
	看板・広告器具	3 2 10 5	
容器・金庫	ボンベ 溶接製 鍛造製 塩素用のもの その他のもの	6 8 10	
	ドラムかん、コンテナ、その他の容器 大型コンテナ(長さが6m以上のものに限る) その他のもの 金属製のもの その他のもの	7 3 2	
	金庫 手さげ金庫 その他のもの	5 20	
	理容又は美容機器	5	
	医療機器	レントゲン、その他の電子装置使用機器 移動式のもの、救急医療用のもの、 自動血液分析器 その他のもの	4 6
		消毒殺菌用機器	4
手術機器		5	
調剤機器		6	
歯科診療用ユニット		7	
光学検査機器 ファイバースコープ その他のもの		6 8	
その他のもの 陶磁器製、ガラス製のもの 主として金属製のもの その他のもの		3 10 5	

構造用途	細目	耐用年数	
娯楽又はスポーツ器具及び興行又は演劇用具	たまつき用具	8	
	パチンコ器、ビンゴ器、その他類似の球戯用具、射的用具	2	
	碁、将棋、麻雀等遊戯具	5	
	スポーツ具	3	
	劇場用観客いす	3	
	どんちよう、幕	5	
	衣装、かつら、小道具、大道具	2	
	その他のもの 主として金属製のもの その他のもの	10 5	
	前掲以外	映画フィルム(スライドを含む)、 磁気テープ、レコード シート及びロープ	2 2
		葬儀用具	3
楽器		5	
自動販売機(手動式を含む)		5	
焼却炉		5	
その他のもの 主として金属製のもの その他のもの		10 5	

機械及び装置の耐用年数(別表第2抜粋)

設備の種類・細目	耐用年数
食料品製造業用設備	10
製本業用設備	7
プラスチック製品製造業用設備	8
窯業又は土石製品製造業用設備	9
金属加工機械製造設備	9
農業用設備	7
林業用設備	5
総合工事業用設備	6
通信業用設備	9
倉庫業用設備	12
ガソリン又は液化石油ガススタンド設備	8
宿泊業用設備	10
飲食店業用設備	8
洗濯業、理容業、美容業又は浴場業用設備	13
機械式駐車設備	10
太陽光発電設備	17
その他の設備 主として金属製のもの その他のもの	17 8

「減価償却資産の耐用年数等に関する省令」  
昭和40年3月31日 大蔵省令 第15号  
中間の改正略  
最終改正  
平成28年3月31日 財務省令 第27号